

# 横浜市立本町小学校 P T A 規定

## 第1章 委員会規定

1. 委員の任期は1年とし、期間は4月1日から翌年3月31日までとする。  
但し、委員長の任期は、次年度委員長が承認されるまでとすることができる。
2. 委員会が開催されたときには、委員会報告書を記録し、常任委員会に報告する。  
委員会はそのために必要な役職を設けることができる。
3. 委員会に予算が付与されたときには、委員会は予算を管理し、常任委員会に報告・  
精算する。委員会はそのために必要な役職を設けることができる。

## 第2章 常置委員会委員長選出規定

1. 常置委員会の次年度委員長は、当年度委員会により、選出することができる。  
選出される次年度委員長は、当年度委員会委員とは限らない。
2. 前項により、次年度委員長が選出できない場合には、当年度委員長と立候補者との  
協議により、選出される。当年度委員長が事故または会員資格を喪失した場合には、  
当年度の副委員長が次期委員長選出まで、当年度委員長を代行する。
3. 前二項によっても、次期委員長が選出できない場合には、次年度委員会により、選出  
することができる。選出される次年度委員長は、次年度委員会委員の互選により、  
選出される。
4. いずれの場合にも、次期委員長の選出ができない場合には、当年度委員長または次年度  
委員会は常任委員会にその旨を報告する。
5. P T A会長はP T A役員をもって、次年度委員長に充てることことができる。

## 第3章 慶弔規定

1. 慶事  
教職員が転退任した場合を除き、当分の間これを認めない。
2. 弔事

(1) 会員死亡	香典10,000円
(2) 児童死亡	香典10,000円
(3) 校医・薬剤師死亡	香典10,000円
3. 謝意  
役員・委員長が退任するときは、総会で感謝状を贈る。
4. その他  
必要と認めるときは、常任委員会で別途協議する。

平成16年5月14日制定

平成17年5月17日改訂（第2章）